

空き家見回り事業利用補助金の 交付制度

空き家の適正管理を促進し、もって市民生活の安心・安全な住環境を確保するために、空き家見回り事業の利用に対し、補助を実施します。

【対象空き家】

- ・市内に存する空き家

【対象者】

- ・空き家見回り事業を利用する個人

※見回りを実施する事業者に、制限はありません。

【見回り事業とは】 次の点検項目を確認し、依頼者に報告する事業です。

- ・建物、塀等の工作物の状態
- ・庭木、雑草等の状態
- ・ゴミの不法投棄の状態
- ・郵便ポストの状態

【補助金】

- ・事業の利用1回につき500円

※利用回数に制限はありません。

【方法】

- ・事業実施前までに補助金認定申請書（第1号様式）に必要書類を添付のうえ、住宅政策課に提出してください。

※予算の範囲内で先着順に受け付けます。

<問い合わせ・申込み先>

春日井市 まちづくり推進部 住宅政策課 空き家対策担当

〒486-8686 春日井市鳥居松町5-44 電話 (0568)85-6572

◆ 申 請

1 認定申請書の添付書類について

認定申請書（第1号様式）に次の書類を揃えて提出してください。

- (1) 事業を利用すること及び利用回数分かる書類

2 認定申請するタイミングについて

事業を実施する（見回りを行う）前までに申請してください。

3 利用回数の変更について（回数を増やす場合に限り必要。）

変更承認申請書（第4号様式）に次の書類を揃えて提出してください。

- (1) 利用回数分かる書類

◆ 補助金の請求

1 交付申請書の提出について

交付申請書（第6号様式）に次の書類を揃えて提出してください。

- (1) 事業を利用したこと及び利用回数分かる書類

→ 市で審査後、補助金交付決定通知書を送付します。

2 請求書の提出について

市からの補助金交付決定通知書を受け取り後、請求書を提出してください。

- (1) 振込口座は、申請者本人名義の口座を指定してください。
- (2) 市は、請求書を受領後、30日以内に指定口座に振込みますので、大変お手数ですが、ご自身で通帳記入を行い、入金を確認してください。

◆ その他

- 1 住宅政策課に提出してください。予算の範囲内で先着順に受け付けます。